

## 県営住宅緊急修繕業者 募集要領

### 1 緊急修繕工事の定義と公募の目的

県営住宅の入居者の安全確保と財産保護を図り、入居者の生活に支障をきたさないようにするため、緊急に実施する必要がある給排水施設及び屋根、壁等の修繕（以下「緊急修繕工事」という。）を行う者を募集します。

### 2 業務期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間

### 3 業務地域又は団地

業務地域	団 地 名
大町市	大町第2団地、社団地、常盤上一団地
池田町	高瀬団地、吾妻町団地
松川村	松川団地

### 4 公募区分及び想定される緊急修繕工事

公募区分	想定される緊急修繕工事
建築一式工事	屋根からの雨漏り、腐食した床の張替え、退去後の現状復帰修繕等
管工事	給水管からの漏水、排水管の損傷、受水槽・高架水槽の故障等
電気工事	漏電の修理、経年劣化によるコンセントやスイッチ等の交換等

### 5 応募者の要件

応募者は、次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 長野県建設工事入札参加資格者で、建築一式工事、管工事又は電気工事の業種を有する者
- (2) 緊急時の要請に対し原則60分以内に当該団地に到着できる者であること
- (3) 休日、年末年始及び夜間等においても24時間、原則2名以上が緊急の連絡に対し対応できる体制が整備できる者であること
- (4) 北アルプス地域振興局管内に本店を有する者であること

### 6 提出書類

- (1) 県営住宅緊急修繕業者応募書（別紙）を1部提出してください。  
（大町建設事務所整備・建築課建築係のホームページ  
（<https://www.pref.nagano.lg.jp/omachiken/kenchiku.html>）からダウンロードできます。）
- (2) 建築一式工事、管工事、電気工事のうち、希望する公募区分に○印を記入してください。
- (3) 希望する業務地域又は団地、並びに緊急連絡体制を記入してください。

### 7 応募書の提出

- (1) 受付期間 令和4年2月7日（月）から令和4年2月25日（金）まで  
（持参の場合は土日及び国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
- (2) 提出先 大町建設事務所 整備・建築課 建築係（大町合同庁舎4階）  
住所：〒398-8602 大町市大町1058-2  
電話：0261-23-6524（直通）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は令和4年2月25日（金）必着）

## 8 留意事項

応募される場合は、以下の事項を了承の上応募してください。

- (1) 平日だけでなく、休日、年末年始及び夜間等においても緊急的に修繕を必要とする場合があります。県の担当者から工事の依頼を電話連絡しますので、緊急修繕工事を実施していただきます。
- (2) 緊急修繕工事完了後、施工前後の工事写真及び工事内訳書等の工事証拠書類を提出いただき、検査確認後、請求に基づき請負代金を支払います。
- (3) 緊急修繕工事の請負代金の上限は、税込み 80 万円です。
- (4) 緊急時の依頼となりますので、定期的に工事を依頼するものではありません。
- (5) 緊急時の依頼にたびたび応じられなかった場合や、団地入居者とトラブルを起こした場合など、依頼を控えさせていただく場合があります。

## 9 応募者への通知

緊急修繕業者に応募していただいた結果については、応募者に文書で通知します。

## 10 問合せ先

〒398-8602

大町市大町 1058-2

大町建設事務所 整備・建築課 建築係 (担当：三好)

電話：0261-23-6524 (直通)